

# 松川町国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和8年2月19日 午後7時00分～

場所 松川町役場 2階 協議会室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 正副会長の選任について
- 4 正副会長あいさつ
- 5 自己紹介
- 6 諮 問
- 7 会議録署名委員の選任について
- 8 協議事項（進行：会長）
  - 1) 国民健康保険の仕組みについて
  - 2) 「長野県における保険税水準の統一に向けた 松川町のロードマップ」について
  - 3) 国民健康保険事業の状況について
  - 4) 国民健康保険税の収納率等の傾向について
  - 5) 令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて
  - 6) 国民健康保険税 子ども・子育て支援金制度（支援金）について
  - 7) 令和8年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）について
  - 8) 連絡事項
    - ① 答 申 （令和8年2月20日 8：30～）
    - ② その他
- 9 閉 会

## 【協議事項1】国民健康保険の仕組みについて

### (1) 国民健康保険とは

国民健康保険（以下：国保）は、公的医療保険制度の1つで、主に会社の健康保険などに加入していない方が加入する医療保険です。医療費の一部を保険で給付します。

#### ① 被保険者（加入者） ※74歳以下で次に該当する方が対象となります。

- ア. 自営業、農業、フリーランス
- イ. 退職等で職場の健康保険を外れた方
- ウ. パート等で職場の健康保険の加入要件に当てはまらない方 など

#### ② 保険者（運営者）

国保は、都道府県と市町村が一体となって運営する仕組みが基本となっています。

県：国保財政の安定的な運営の中心、運営方針の策定等

町：資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業（健診等）など住民に身近な実務

#### ③ 国保の財源

国保の財源は、大きく次の組合せで成り立ちます。

- ア. 被保険者が負担する保険税
- イ. 公費（国・都道府県・市町村の負担）
- ウ. その他（給付費等に応じた調整・交付の仕組み）

#### ④ 国保受診時の医療費の負担（自己負担と保険給付）

国保の医療費（保険診療分）は、大きく次の2つで成り立ちます。

- ア. 窓口で支払う自己負担（1割/2割/3割等）
- イ. 保険が負担する給付分（残りの費用）

#### ⑤ 窓口負担（自己負担割合）の基本

医療機関の窓口負担（保険診療分）は、年齢や所得区分で決まります。一般的に現役世代は3割、条件により2割・1割となります。区分は所得状況等により判定されます。

#### ⑥ 保険対象外の費用

国保でカバーされるのは、基本的に保険診療の範囲です。次のような費用は別途自己負担となることがあります。

- ア. 差額ベッド代
- イ. 文書料（診断書等）
- ウ. 先進医療の一部、自由診療
- エ. 入院時の食事代の一部負担 など

## ⑦ 給付の種類

### ア. 療養の給付(現物給付)

医療機関や薬局の窓口で、自己負担割合(1~3割等)を支払い、残りを国保が負担する基本の給付(保険診療が対象)。

### イ. 入院時食事療養費(入院時の食事代)

原則として標準負担額(所得区分等による自己負担)を支払い、残りを国保が負担。

### ウ. 療養費(立替払い等の払い戻し) ※要申請

やむを得ず保険証等を使わず全額を支払った場合に、国保の負担分が後から支給される制度。

### エ. 高額療養費

1か月(1日~月末)の自己負担が所得区分ごとの自己負担限度額を超えたとき、超えた分が後で支給される制度。限度額適用認定(またはマイナ保険証の仕組み)により、窓口負担を最初から限度額までにできる場合あり。

### オ. 高額介護合算療養費

同一世帯で、1年間(期間は制度で定められています)に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合算し、基準額を超えた場合に、超えた分が支給される制度。

### カ. 出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給。直接支払制度を利用できる場合は、窓口負担を抑えられる。

### キ. 葬祭費 ※要申請

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方に支給。

### ク. 移送費

病気やけがで移動が困難な方が、医師の指示によりやむを得ず搬送された場合、要件を満たす場合に支給。

## ⑧ 医療費と国保財政の関係(運営の視点)

国保では、医療費が増えると、原則として次のような形で影響が出ます。

ア. 保険給付費(国保が負担する分)が増える

イ. 国保財政(収支)の負担が増える

ウ. 結果として、国保税や財政運営、医療費適正化・保健事業の重要性が高まる

## (2) 国民健康保険運営協議会の役割

### ① 運営協議会の役割

国民健康保険運営協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するための会議です。

ア. 町長の諮問を受ける      イ. 重要事項を審議する      ウ. まとめた意見を答申する

### ② 「重要事項」のイメージ

ア. 保険税に関すること（賦課方式、税率、軽減等の考え方）

イ. 保険給付に関する運用（給付の適正化に向けた取組等）

ウ. 保健事業（特定健診・保健指導、重症化予防、医療費適正化の取組）

エ. 国保財政や収支の見通しに関すること（説明・報告を含む）

※実際に何を諮問するかは、自治体運用・年度事情により変わります。

### ③ 委員構成

立場の異なる委員で構成され、バランスの取れた審議を行うことを意図しています。

ア. 被保険者代表：4名      イ. 保険医等代表：4名      ウ. 公益（町議会）代表：4名

### ④ 審議で確認する内容

国保は「地域の医療を支える保険」であり、加入者の年齢構成・所得構造の影響を受けやすいという特徴があります。協議会は、執行部の決定を代行する場ではなく、諮問事項を審議し意見（答申）を示す場です。

審議で確認する内容

ア. 住民負担（保険税）の公平性      イ. 医療の確保と給付の適正化      ウ. 財政の持続可能性

エ. 予防・健康づくり（保健事業）

## (3) 国民健康保険税について

国民健康保険税（以下：国保税）は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合算で計算されます。

### ① 納税義務者について

国保税の納税義務者は、国保加入者（被保険者）がいる世帯の世帯主です。世帯主が国保加入者の場合は「普主」、世帯主が国保以外の健康保険（協会けんぽ・後期高齢者医療制度など）に加入している場合は「擬主」といいます。

## ② 国保税の課税区分について

国保税の税率及び税額単価は、課税区分ごとに定められています。現行は「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の3区分で、区分ごとに【所得割】【被保険者均等割】【世帯平等割】の税率・単価が異なります。

そのため、医療・支援・介護をそれぞれ算定し、合算した金額が年税額となります。

また、令和8年度からは「子ども・子育て支援金分」が新たに加わり、同様に区分ごとに算定した金額を合算して年税額を算定します。

区分	説明
医療保険分	医療機関での診療や薬局での調剤などにかかる保険給付費等に充てるためのもの。
後期高齢者支援金分	後期高齢者医療制度（原則75歳以上等）を支えるため、国保から拠出する後期高齢者支援金の財源に充てるためのもの。
介護納付金分	被保険者のうち、40歳以上64歳以下が対象で、介護保険制度の財源として国保から拠出する介護納付金の財源に充てるためのもの。
子ども・子育て支援金分	子ども・子育て支援金制度の財源として、医療保険者（国保を含む）が拠出する支援金の財源に充てるためのもの。

## ③ 軽減制度

種類	対象者	内容
ア 低所得世帯の保険税軽減（均等割・平等割）	世帯所得が一定基準以下の世帯	均等割・平等割が7割/5割/2割等で軽減
イ 特定世帯・特定継続世帯（後期高齢者医療への移行）	後期高齢者医療へ移行し、国保加入者が1人になる等の世帯	平等割を一定期間軽減
ウ 未就学児に係る均等割の軽減（子どもの均等割軽減）	未就学児（小学校入学前）の被保険者がいる世帯	該当する子ども分の被保険者均等割を減額
エ 非自発的失業者の軽減（倒産・解雇等）	倒産・解雇等により離職した方	一定期間、保険税算定上の所得を軽減して計算
オ 産前産後期間の軽減	出産予定日（または出産日）前後の一定期間にある方	期間中の所得割・均等割等の一部を軽減
カ 災害・所得皆無等による減免（条例第25条関係）	災害などで重大な損害を受けた方、所得がなく生活が困難な方	申請により保険税を減免
キ 旧被扶養者に係る減免（要綱で基準規定）	会社の健康保険等の被扶養者だった方が国保に加入した場合	申請により（要件該当で）均等割・平等割を減免

#### ④ 課税方式及び税率について

国保税は、所得に応じた応能割と、人数・世帯に応じた応益割で構成されます。町では、所得割(前年所得)、均等割(人数)、平等割(1世帯定額)の3方式で算定します。

ア. 所得割(応能割)：国保加入世帯の被保険者の前年所得に応じて計算

イ. 被保険者均等割(応益割)：被保険者の人数に応じて計算

ウ. 世帯平等割(応益割)：1世帯あたりの定額として計算

※県内の保険料水準統一に向けた協議を踏まえ、ロードマップに基づき国保税を段階的に見直しています。詳細は別途説明します。

#### ⑤ 国民健康保険税の税額計算について

国保税は、まず12ヶ月加入した場合の年税額を計算し、実際の加入月数に応じて月割りして算出します。【年税額×(加入月数/12)】

基準日は月末のため、取得月は算入し、喪失月は算入しません(日割りなし)。

#### ⑥ 国民健康保険税の徴収方法について

##### 【普通徴収(口座振替・納付書)】

年税額を、4月から翌年3月の12回で納めます。前年所得が6月に確定するため、次の2段階で徴収します。

ア. 4~6月：前年度の年税額を基にした暫定額を月額として徴収

イ. 7~3月：本算定で決まった年税額から暫定分を差し引いた残額を、残り9回で徴収

※4~6月中に国保へ加入した方は暫定徴収を行わず、本算定後の7月から徴収を開始します。

##### 【特別徴収(公的年金からの天引き)】

65歳以上75歳未満の国保加入者のみの世帯で、世帯主が次の条件を満たす場合に、年金から天引きされます。

ア. 特別徴収の対象となる基礎年金が年額18万円以上

イ. 国保税+介護保険料の合計が、年金額の1/2以下

※徴収の流れ

ア. 4・6・8月：前年度2月分と同額を仮徴収

イ. 10・12月・翌2月：本算定額から仮徴収分を差し引いた残額を、3回で均等に天引き

## 【協議事項 2】

「長野県における保険税水準の統一に向けた松川町のロードマップ」について

### 1 国民健康保険の運営について

H29年度まで  
各市町村で国保を運営

課題

- ①他の保険者と比較して**医療費水準が高い**。  
(退職後～74歳が入るため前期高齢者が多い。)
- ②被保険者の**所得水準が低い**。  
(保険料負担が重い。)
- ③**小規模町村が多く、保険料変動リスクが高い**。  
(一人の医療費に左右されてしまう。)
- ④住民サービスの**市町村格差が大きい**。  
(住む場所で受けられるサービスに差。)

このままでは・・・

- 保険料の上昇
- 市町村間保険料の格差拡大
- サービスの低下や格差拡大

H30年度～  
市町村と県が共同で国保を運営

市町村だけの運営では財政破綻してしまう可能性から平成30年4月から  
**都道府県が財政運営責任主体となり、**  
県と市町村が一体となって国民健康保険を運営

- 保険料変動リスクの抑制
- 保険料市町村格差是正
- 住民サービスの維持 (格差是正)

完了ではなく  
現在進行形

保険料水準の完全統一

国保運営  
安定化  
のため

### 2 保険料水準の完全統一とは

国民健康保険の保険料率を県内(全市町村)で同じにすること

(各市町村が保険料率を決定するのをやめ、県が示す標準保険料率を使用する)

県民(国保被保険者)  
が得られる  
メリット

県内どこでも

- ・ **同じ保険料** ※同じ所得水準、同じ世帯構成の場合
- ・ **毎年保険料が安定**
- ・ **同じ住民サービス** ※同じ助成金額、適応条件等



### 3 保険料水準の完全統一に向けて

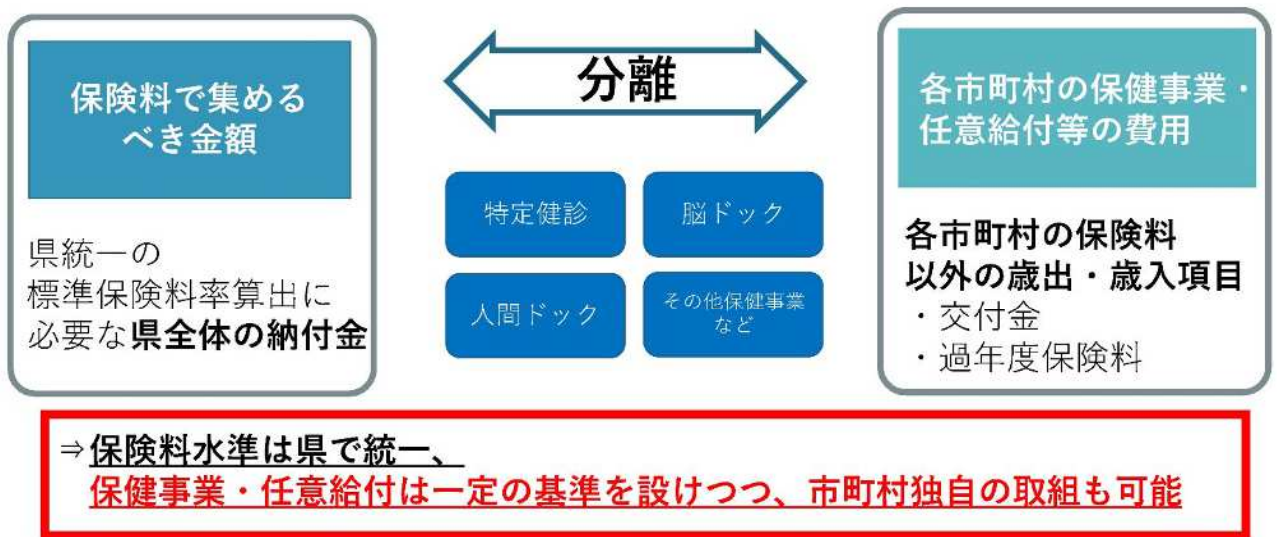
#### (1) 国の方針

令和6年6月に保険料水準加速プラン（第2版）が示され、完全統一までのスケジュールが【令和15年度（遅くとも令和18年度）までに完全統一】と示されました。

#### (2) 県内における保険料完全統一までのスケジュール

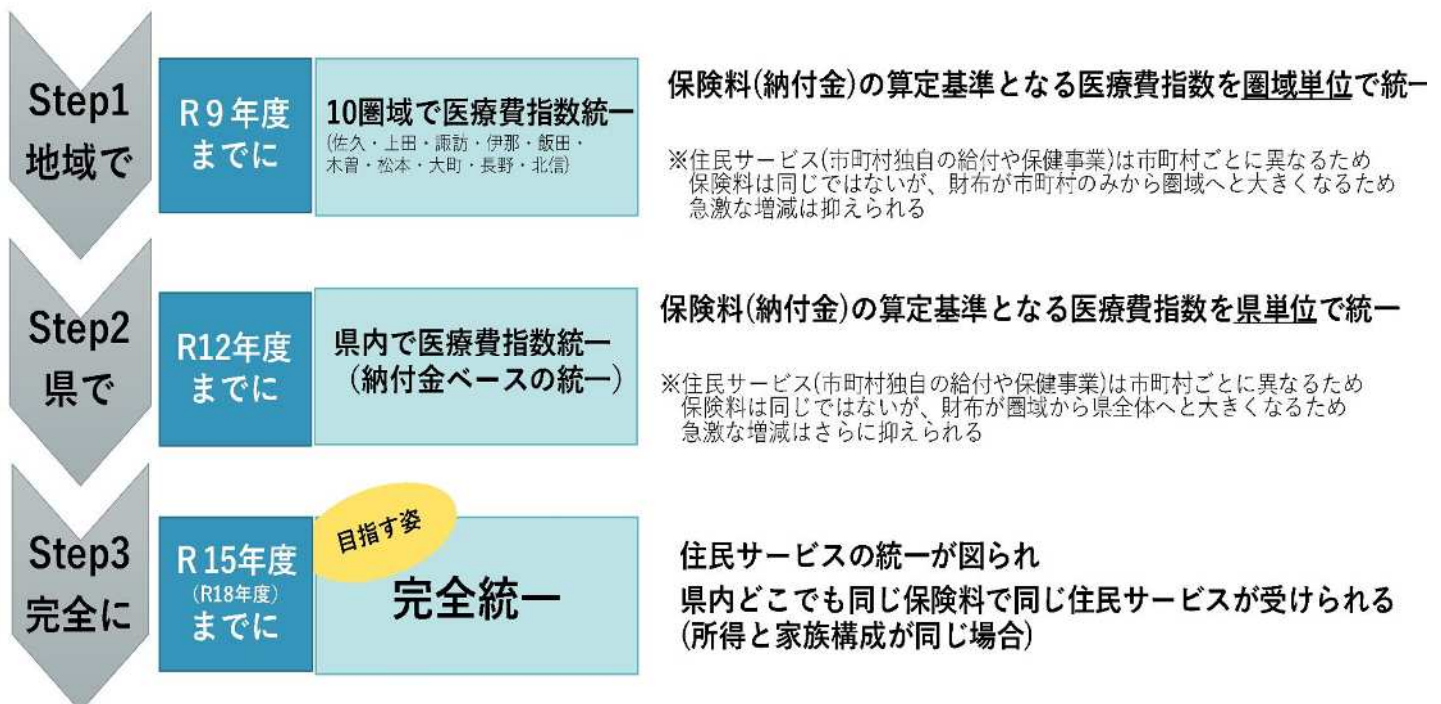
国で示された方針に基づき、同じ保険料負担で同じ住民サービスが受けられるように、長野県の保険料水準完全統一に向けた議論が進んでいますが、まだ詳しい方向は示されていません。

#### ①保険料水準完全実施の在り方



### 保険料水準の統一＋住民サービスをどこまで統一していくか議論が必要

#### ②県内における保険料水準完全実施に向けたスケジュール



- 標準保険料率は、県及び市町村間の保険料水準の比較を行うための参考料率です。

(保険料水準統一のための目標として示されたものではありません。)

各市町村の納付金から市町村個別の公費等の見込額を控除し、独自に行う保険事業や任意給付等の費用見込額を加算した、その市町村の保険料として集めるべき必要額を基にして算出した料率となります。従って、市町村の個別の基金や余剰金、法定外繰入等の影響は加味されていないため、実際に市町村が賦課する保険料率として示されているものではありません。

あくまで参考値となりますが、令和8年度分について町税率との差額は以下のとおりです。

		応能割		応益割			差額
		所得割		均等割	平等割	合計	
医療分	長野県	6.59%	△0.89%	24,054円	24,546円	48,600円	△9,800円
	松川町	5.70%		20,000円	18,800円	38,800円	
支援金分	長野県	2.93%	△0.38%	10,974円	9,865円	20,839円	△3,839円
	松川町	2.55%		9,200円	7,800円	17,000円	
介護分	長野県	2.47%	△0.15%	10,308円	8,276円	18,584円	△2,584円
	松川町	2.32%		9,500円	6,500円	16,000円	

※標準保険料率を下回る場合、納付金原資に不足が生じることになるため、別途資金の工面が必要となります。(基金取崩し、法定外繰越等)

## 5 「長野県における保険料水準の統一に向けた松川町のロードマップ」について

### (1) 松川町ロードマップ策定の経緯とこれまで

県の「保険料水準の統一」に向けた考え方を踏まえ、町は令和3年度に、急激な負担増を避ける激変緩和を目的とした「松川町ロードマップ」を作成しました。以降、基本的にロードマップに沿って毎年、国保税の見直し(増額)を行ってきました。

### (2) 運営協議会での主な意見(見直し検討のきっかけ)

運営協議会から、二次医療圏統一までの税率(額)の妥当性や増額の必要性について意見があり町は見直しの可否を検討しました。結果、目標税率が示されていないことや子ども・子育て支援金制度の創設等を踏まえ、見直しは行わず計画どおり継続することとし、令和7年2月の運営協議会で承認を得ました。

### (3) 今後の進め方

現行ロードマップは令和9年度までのため、来年度以降の国保税の見通しと激変緩和の継続に向け、次の観点で検討します。

- ア. 到達点の確認: 県方針との整合を踏まえ、町の目標水準を整理
- イ. 新制度影響の反映: 子ども・子育て支援金分の影響を整理
- ウ. 財政見通し: 医療費動向や基金等を踏まえ、必要な税率水準と引上げ幅を検討
- エ. 激変緩和の継続: 段階的見直しの期間・幅を再設計

今後、国や県の動向を注視し、方針が示され次第、運営協議会の皆様にご相談しながら、次期町ロードマップ(計画)の策定を進めてまいります。

## 【協議事項3】国民健康保険事業の状況について

### ①国保保健事業について

町では国保保健事業として、健康課題に基づき必要な事業を企画・実施し、評価しています。

保健事業名	内容	R7年度の実績	評価指標 (毎年の保健計画で評価)
・特定健診	健康診断の企画・運営・受診勧奨	【年間実施】R7年度(12月まで) 日赤健診受診者数:1,291名	受診率、医療費、健診結果
・特定保健指導 ・健診結果説明会 ・訪問	健診結果からご自身の体で何が起きているか、 資料を使い説明する。	随時(～12月) ・対面相談:796名(61.7%) 結果説明会:453名 訪問・面談等:343名	受診率 医療費 健診結果
・糖尿病重症化予防	下伊那赤十字病院等と連携し、糖尿病対策 (受診勧奨・保健指導・予防教室)を実施。 協会けんぽ・建設国保等と連携し、保健指導。	・保健指導:随時実施 ・教室(2/5実施)参加者:8名 理学療法士による 運動療法の講義等	健診や検査結果 医療費
・高血圧重症化予防	健診受診勧奨、保健指導、 高血圧予防教室開催	随時実施 教室(2/16・3/17実施)参加者:5名 1回目:講義・減塩・バランス食の試食 2回目:薬剤師さんの話	健診、検査結果、医療費
・インターバル速歩 ・筋カトレーニング	インターバル速歩(肥満・高血圧・糖尿病の 改善が期待できる歩き方)と筋トレの運営	7月～3月毎月1回 参加者実人員:14名 延べ人員:62名(1回平均7.75人)	健診結果、運動習慣の継続、 本人の主観
・健康ポイント事業	健康診断を受け、結果説明会に参加すると マークンポイント200P付与、さらに運動教室 などに参加すると+200P付与している。	マークンポイント交換カード配布者 (12月まで):389名 ポイント交換者123名	健診受診率
・国保データヘルス計画	国保被保険者の健診に関するデータ分析と 保健事業の計画		

他にも、後発薬品の促進利用を勧める、多剤・重複服薬の方への指導なども実施しています。

### ② 特定健診受診率・特定保健指導終了率

	%	R02	R03	R04	R05	R06
特定健診 受診率	松川町	57.7	60	61.2	61.8	60.3
	県内順位	16位	14位	13位	14位	18位
	県	41.5	45.3	46.5	47.1	47.9
特定保健指 導終了率	松川町	81.5	71.8	65.9	78.9	82.7
	県内順位	19位	36位	42位	23位	21位
	県	58	56.9	58.6	58.3	63.6

特定健診は受診率 60%超が生活習慣病予防に効果的とされ、国も目標としています。松川町は R2 年度のコロナ禍の影響時を除き、近年は 60%台を維持しています。今後も受診の継続と受診率向上を図るため、保健師・栄養士による保健指導の質の向上と受診率向上策に取り組んでいます。

### ③ 保険者努力支援制度

保健事業の取組や国保運営の状況に応じて加点され、得点に応じた配当金が増え、保健事業に充てられる制度です。

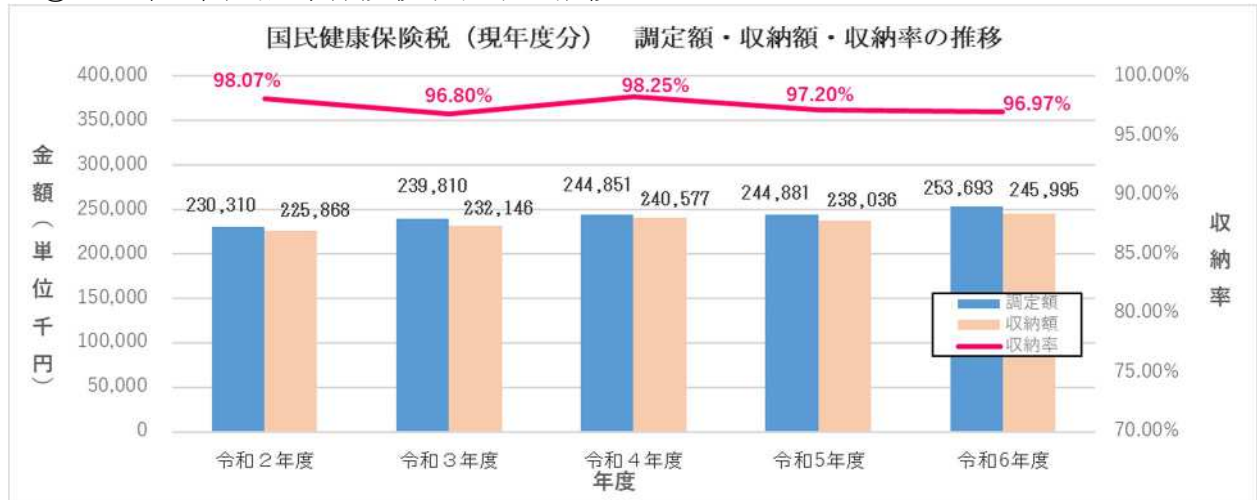
		得点率
松川町	702点/満点988点中	71.1%
順位	県内順位 <b>15位</b> / 77市町村中	全国順位 <b>75位</b> / 1,741市町村中

共通指標	満点	松川町	得点率
特定健診・特定保健指導実施率・メタボ該当者及び予備軍の減少率	125	110	88.0%
がん検診受診率・歯科検診受診率	75	25	33.3%
生活習慣病の発症予防・糖尿病等の重症化予防・特定健診受診率向上の取り組みの実施状況	70	60	85.7%
個人インセンティブ・分かりやすい情報提供	111	59	53.2%
重複・多剤投与者に対する取り組みの実施状況	105	65	61.9%
後発医薬品の促進の取組・使用割合	140	140	100.0%
	計 626	459	73.3%

固有指標	満点	松川町	得点率
保険税の収納率	100	25	25.0%
データヘルス計画の実施状況	15	15	100.0%
医療費通知の取組の実施状況	60	60	100.0%
地域包括ケア推進・一体的実施の取組状況	40	40	100.0%
第3者求償の取組の実施状況	41	24	58.5%
適正かつ健全な事業運営の実施状況	106	79	74.5%
	計 362	243	68.0%

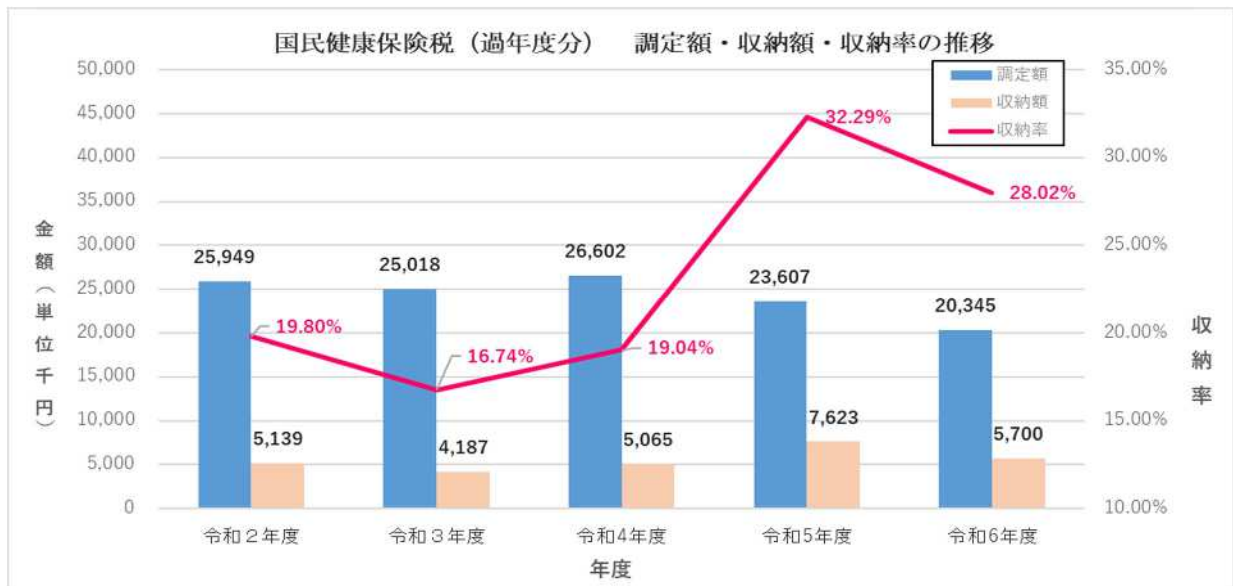
## 【協議事項 4】 国民健康保険税の収納率等の傾向について

### ① 近年の国民健康保険税収納率の推移



(単位：千円) 【参考】

摘要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (1月31日時点)
調定額	230,310	239,810	244,851	244,881	253,693	244,277
収納額	225,868	232,146	240,577	238,036	245,995	190,459
収納率	98.07%	96.80%	98.25%	97.20%	96.97%	77.97%



(単位：千円) 【参考】

摘要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (1月31日時点)
調定額	25,949	25,018	26,602	23,607	20,345	21,688
収納額	5,139	4,187	5,065	7,623	5,700	5,485
収納率	19.80%	16.74%	19.04%	32.29%	28.02%	25.29%

- ・現年度の収納率は、1月末日時点で77.97%(昨年度同月対比+1.29%)となっています。昨年度(令和6年度)には、年度の終盤で修正申告による高額未納事案が複数件発生しましたが、今年度は、今のところ調定額(賦課総額)が大きく増額する要因が無いので収納率は微増を見込んでいます。以後注視して参ります。
- ・過年度の収納率は、1月末日時点で25.29%(昨年度同月対比+2.84%)となっています。今年度から短期保険証が無くなり収納率の維持が困難になるとは思われましたが、定期的な警告書の発送や個別訪問、滞納処分を頻繁に執行していることもあり収納率は前年度より向上する見通しです。

【協議事項5】令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて

令和7年度 松川町国民健康保険事業特別会計 決算見込

(単位：千円)

【歳入】

科	目	A. 決算見込額	B. 当初予算額	予美比 (A-B)	説	明
1	国民健康保険税	245,575	251,437	-5,862		
	(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	151,607	156,598	-4,991	現年度分	滞納繰越分 3,213千円
	(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	68,657	69,796	-1,139	現年度分	滞納繰越分 1,568千円
	(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	25,311	25,043	268	現年度分	滞納繰越分 703千円
2	使用料及び手数料	201	201	0	督促手数料	201千円
3	国庫支出金	3,200	6	3,194	災害等による国の臨時的補助金	
4	県支出金	859,274	866,584	-7,310		
	(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	841,636	852,378	-10,742	保険給付費(医療費)に対する交付金。出産一時金・葬祭費を除く全額交付。	
	① 一般分	838,728	849,228	-10,500		
	③ 審査支払手数料	2,908	3,150	-242		
	(2) 保険給付費等交付金(特別交付金)	17,638	14,206	3,432		
	① 保険者努力支援分	8,557	8,342	215	保険者努力支援制度(市町村交付分)	
	② 特別調整交付金(市町村向け)	2,391	2,301	90	未就学児医療費分、国保保健事業費分	
	③ 都道府県繰入金(2号分)	3,606	479	3,127	後発医薬品の普及、医療費通知等	
	④ 特定健康診査等負担金	3,084	3,084	0	特定健診に係る費用に対し、国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助。	
5	財産収入	20	20	0		
6	繰入金	81,065	83,006	-1,941		
	(1) 一般会計繰入金	70,565	71,506	-941		
	① 保険基盤安定繰入金	56,183	55,871	312		
	② 職員給与等事務費等繰入金	8,507	8,427	80	総務費(歳出科目)に対する繰入金。国県補助分を控除して繰入を受ける。	
	③ 出産育児一時金等繰入金	1,333	2,666	-1,333	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入	
	④ 財政安定化支援事業繰入金	4,542	4,542	0	交付税措置(年齢構成差)分	
	(2) 財政調整基金繰入金	10,500	11,500	-1,000	町基金を取り崩したときの繰入金	
7	繰越金	29,544	20,178	9,366	<b>前年度から今年度への繰越金</b>	
8	諸収入	7,021	6,892	129	第三者行為求償ほか	
	合計	1,225,900	1,228,324	-2,424		

科	目	A. 決算見込額	B. 当初予算額	予実比 (A-B)	説 明
1	総務費	11,616	8,433	3,183	
	(1) 総務管理費	4,126	4,046	80	国保資格の管理に関するシステム委託料、保険証発行、郵送等事務費ほか
	(2) 徴税費	7,438	4,244	3,194	国保税に関連するシステム委託料、コンビニ収納サービス利用料ほか
	(3) 運営協議会費	52	143	-91	国保運営協議会の委員に対する報酬
2	保険給付費	846,930	860,030	-13,100	国保会計により賄われた医療費
	(1) 療養給付費	728,344	738,344	-10,000	
	(2) 療養費	9,332	9,832	-500	
	(3) 審査支払手数料	3,150	3,150	0	
	(4) 高額療養費	100,452	100,452	0	
	(5) 高額介護合算療養費	500	500	0	
	(6) 移送費	0	100	-100	
	(7) 出産育児一時金	2,002	4,002	-2,000	
	(8) 葬祭費	750	1,250	-500	
	(9) 結核精神給付金	2,400	2,400	0	町独自の給付制度
3	国民健康保険事業費納付金	327,239	327,239	0	町から県へ支払う納付金
	(1) 医療給付費分	205,307	205,307	0	
	(2) 後期高齢者支援金等分	91,118	91,118	0	
	(3) 介護納付金分	30,814	30,814	0	
5	保健事業費	14,353	14,048	305	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導
6	基金積立金	20	20	0	基金利子分積立
8	諸支出金	9,580	8,168	1,412	償還金・還付金・延滞金 ほか
9	予備費	16,162	10,386	5,776	
	合計	1,225,900	1,228,324	-2,424	

令和7年度の決算見込

【歳入】

- ① 国民健康保険税：【現年度】令和8年2月現在の調定額の98.0%として試算。【過年度】令和8年2月現在の収納額を記載。  
 ② 収入額が確定となっていない科目については、補正後の予算額で試算。

【歳出】

- ① 保険給付費：医療費は対前年度比減を見込んでいる。医療費は県支出金（保険給付費等交付金）により賄われる。  
 ② 出産一時金：令和8年2月現在対象者 4人。  
 ③ 予備費：決算後、予備費は令和8年度へ繰越。



## 【協議事項 6】

### 国民健康保険税 子ども・子育て支援金制度（支援金）について

#### 1. 制度の概要

令和8年度に施行される「子ども・子育て支援制度」は、子ども・子育て支援に必要な財源を確保するため、医療保険者が「子ども・子育て支援金」を拠出する仕組みです。

#### 2. 国保での位置づけ

国保税は、これまでの「医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分」に加え、「子ども・子育て支援金分」を合算して年税額を算定します。

#### 3. 税額計算上のポイント

①子ども・子育て支援金分も、他の区分と同様に、区分ごとに「所得割/均等割/平等割」を組み合わせて算定し、合算します。

②子ども・子育て支援金分の均等割では、子どもに係る均等割を減額し、その減額分は制度全体の財源として18歳以上の被保険者の負担に振り分ける取扱いとなります。

つまり、子どもがいる世帯では子ども分の均等割が軽くなる一方、減額した分は国保加入者全体(主に18歳以上)で支える仕組みです。

#### 4. 令和8年度 子ども・子育て支援金分 税額（率）について

令和8年度の子ども・子育て支援金分の税額(率)は、県が示す標準保険税率を参考に算出しました。制度は4月から施行となりますが、新制度となるため暫定期間の税額を算定できないため、本算定で税額が確定した時点で、順次予算へ反映していきます。

なお、令和8年度当初予算案では、現時点での見込みとして、県へ支払う納付金額と同額を概算で歳入に計上しています。

#### 令和8年度子ども・子育て支援金分の税額(率) 案

応能割	応益割		
	均等割	均等割(18歳以上)	平等割
0.30%	1,000円	30円	1,000円

**【協議事項7】令和8年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)について**  
 令和8年度 松川町国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)

(単位:千円)

【歳入】	科 目	R8予算案(A-B)	R7当初予算	B.差分	説 明			
					現年度分	滞納繰越分		
1	国民健康保険税	253,851	251,437	2,414	現年度分	149,717千円	滞納繰越分	3,000千円
	(1)国民健康保険税(医療分)	152,717	156,598	-3,881	現年度分	66,285千円	滞納繰越分	1,000千円
	(2)国民健康保険税(支援金分)	67,285	69,796	-2,511	現年度分	24,615千円	滞納繰越分	500千円
	(3)国民健康保険税(介護分)	25,115	25,043	72	現年度分	8,734千円	滞納繰越分	0千円
	(4)国民健康保険税(子ども・子育て分)	8,734	0	8,734	督促手数料	192千円		
2	使用料及び手数料	192	201	-9				
3	国庫支出金(災害臨時特例補助金)	1,033	6	1,027				
4	県支出金	847,248	866,584	-19,336				
	(1)保険給付費等交付金(普通交付金)	833,550	852,378	-18,828				保険給付費に対する交付金(出産一時金・葬祭費を除く全額が交付される)
	① 一般分	830,400	849,228	-18,828				
	② 診査支払手数料分	3,150	3,150	0				
	(2)保険給付費等交付金(特別交付金)	13,698	14,206	-508				
	① 保険者努力支援分	7,637	8,342	-705				保険者努力支援制度(市町村交付分)、(事業費運動分)
	② 特別調整交付金(市町村向け)	1,840	2,301	-461				国保健事業費分
	③ 都道府県繰入金(2号分)	1,391	479	912				後発医薬品の普及、制度移行経過措置分
	④ 特定健康診査等負担金	2,830	3,084	-254				特定健診に係る費用を国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助
5	財産収入	210	20	190				基金利子
6	繰入金	93,004	83,006	9,998				
	(1)一般会計繰入金	69,004	71,506	-2,502				
	① 保険基金安定繰入金	56,181	55,871	310				保険者 34,254千円 支援分 21,359千円 未就学児 561千円 産前産後 7千円 均等割分 免除分
	② 職員給与等事務費等繰入金	8,135	8,427	-292				総務費(歳出科目)に対する繰入金
	③ 出産育児一時金等繰入金	0	2,666	-2,666				出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入
	④ 財政安定化支援事業繰入金	4,688	4,542	146				交付税措置(年齢構成差)分
	(2)財政調整基金繰入金	24,000	11,500	12,500				町基金を取り崩したときの繰入金
7	繰越金	15,587	20,178	-4,591				R5年度末残見込額 38,293千円
8	諸収入	6,952	6,892	60				
	合計	1,218,077	1,228,324	-10,247				

科	目	R7予算案(A-B)	R6当初予算	B.差分	説	明
1	総務費	9,168	8,433	735		
	(1) 総務管理費	3,664	4,046	-382		保険証発行、郵送等事務費
	(2) 徴税費	5,361	4,244	1,117		電算委託料(ほか)
	(3) 運営協議会費	143	143	0		委員報酬
2	保険給付費	841,202	860,030	-18,828		
	(1) 療養給付費	720,000	738,344	-18,344		
	(2) 療養費	9,800	9,832	-32		
	(3) 審査支払手数料	3,150	3,150	0		
	(4) 高額療養費	100,200	100,452	-252		
	(5) 高額介護合算療養費	300	500	-200		
	(6) 移送費	100	100	0		
	(7) 出産育児一時金	4,002	4,002	0		
	(8) 葬祭費	1,250	1,250	0		
	(9) 結核精神給付金	2,400	2,400	0		町の独自給付
3	国民健康保険事業費納付金	333,349	327,239	6,110		町から県へ納める納付金
	(1) 医療給付費分	202,964	205,307	-2,343		
	(2) 後期高齢者支援金等分	89,743	91,118	-1,375		
	(3) 介護納付金分	31,907	30,814	1,093		
	(4) 子ども・子育て支援交付金分	8,735	0	8,735		
5	保健事業費	14,256	14,048	208		疾病予防事業・特定健診・特定保健指導
6	基金積立金	210	20	190		基金利子分積立
8	諸支出金	9,550	8,168	1,382		償還金・還付金・延滞金 (ほか)
9	予備費	10,342	10,386	-44		
	合計	1,218,077	1,228,324	-10,247		

## 令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）の概要

### (1) 予算規模

年 度	予算規模
令和8年度	1,218,077千円
令和7年度	1,228,324千円
比 較	△10,247千円

#### 【予算規模が小さくなる主な要因】

予算の積算にあたり、直近の状況を反映させるため、前年度の決算見込み数値を参考に算出しています。歳出のうち、県への「納付金」については、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わったことで増額となりました。しかし、保険給付費の減額幅がこの増額分を上回ったため、予算総額としては縮小となりました。

### (2) 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金廃止

これまで、出産一時金の額の2/3に出産見込件数を乗じた金額を一般会計から繰り入れていましたが、令和8年度から廃止となりました。ただし、令和8年度においては、出産一時金の実績の1/3が予算の範囲内において、県2号繰入金で補填されます。

### (3) 令和8年度国民健康保険税

「長野県における保険税水準の統一に向けた松川町のロードマップ」に基づく税

【医療分】上段：令和8年度 下段：（令和7年度）

	所得割	均等割	平等割
医 療 分	5.70%	20,000円 (19,000円)	18,800円 (17,700円)
支 援 金 分	2.55%	9,200円	7,800円
介 護 分	2.32%	9,500円	6,500円

### (4) 財政調整基金の取り崩しによる繰入

「長野県における保険税水準等の統一に向けた松川町のロードマップ」に基づき、税率据置により保険税が不足する部分を、基金取崩により対応。

令和8年度基金取り崩し …… 24,000千円

令和8年度末の基金残額見込 …… 38,293千円

※当初予算では、24,000千円を取り崩す予定としてありますが、年度末の予算残を確認し、取り崩す額を減額する場合があります。